

移送に際してのお知らせ

様

平成 年 月 日

堺市長

- 1 あなたをこれから、医療保護入院（応急入院）のために、
病院（住所： ）へ移送します。
- 2 あなたの移送は、車で行います。
- 3 あなたの移送中、医療上必要な場合は、あなたの行動を制限することがあります。
- 4 この移送に不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に大阪府知事に対し、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 5 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、堺市を被告として（訴訟において堺市を代表する者は堺市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するところの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するところの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。